

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

条 例

○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(人事課)

一

ページ

条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十一号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十二年宮城県条例第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び二項を加える。

(死体処理手当の特例)

3 死体処理手当は、第十六条第一項各号に掲げる場合のほか、当分の間、職員(警察職員を除く。)が平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害に伴う死体の見分の補助その他死体に直接接して行う作業に従事したときに支給する。

4 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、第十六条第二項第三号に定める額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。